

三田市新婚世帯転入応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新婚世帯の市内への定住を促進し、活力あるまちづくりの実現を図るため、市内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯に対して家賃の一部を補助するに当たり、三田市補助金等交付規則（平成9年三田市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 婚姻（パートナーシップ宣誓を含む。）の届出の日から3年以内の世帯をいう。
- (2) 民間賃貸住宅 補助を受けようとする新婚世帯の夫婦（以下「新婚夫婦」という。）いずれかと住宅の所有者との間で賃貸借契約を締結した住宅をいう。ただし、市営住宅、県営住宅、雇用促進住宅等の公的賃貸住宅、独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅、特定優良賃貸住宅、社宅、官舎、寮等の給与住宅、借上公共賃貸住宅並びに新婚夫婦の3親等以内の親族が所有している住宅及び賃貸住宅を除く。
- (3) 実質家賃負担額 契約書に記載された賃貸借料から、共益費、駐車場使用料等直接的に住宅の賃貸借料と認められないもの及び事業主が従業員に対して支給又は負担する住宅に関するすべての手当等の月額を除いた額とする。
- (4) 住宅 自己の居住の用に供する家屋をいう。
- (5) 取得 住宅を新築又は購入（中古住宅等の購入を含む。）するため、売買契約又は工事請負契約を締結することをいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる世帯は、新婚世帯のうち、次の各号に定める要件をすべて満たす世帯とする。

- (1) 転入日時点で新婚世帯であること。
- (2) 初年度の申請日において、新婚夫婦の満年齢の合計が80歳未満の世帯であること。
- (3) 三田市内の民間賃貸住宅で賃貸借契約を締結していること。
- (4) 新婚世帯全員が市内に転入する日まで1年以上継続して市外に居住していたこと。
- (5) 新婚世帯全員が、市内へ転入と同時に、補助に係る住宅に居住していること。
- (6) 公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (7) 家賃を滞納していないこと。
- (8) 暴力団員（三田市暴力団排除条例（平成24年三田市条例第9号）第2条に規定する暴力団員をいう。）がいないこと。
- (9) 新婚夫婦のいずれもが、この要綱及び三田市新婚世帯家賃補助金交付要綱に基づく補助を受けたことがないこと。

(申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、新婚世帯全員が市内に転入した日から3月以内に三田市新婚世帯転入応援補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 新婚世帯全員の住民票の写し(本籍、世帯主及び続柄を記載しているもの)
 - (2) 戸籍謄本の写し等婚姻の届出の日と婚姻関係が確認できる書類
 - (3) 住宅賃貸借契約書の写し
 - (4) 三田市新婚世帯転入応援補助金口座振替申出書
 - (5) 市外に1年以上居住していたことが確認できる新婚世帯全員分の戸籍の附票又は新婚世帯全員分の住民票の除票の写し
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助金の交付決定を受けた者(以下「受給権者」という。)は、次年度以降の補助金については毎年7月末日までに、三田市新婚世帯転入応援補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。
- (1) 新婚世帯全員の住民票の写し
 - (2) 家賃の領収書又は金融機関振込明細書
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 受給権者が、補助金受給期間中に市内で住宅を取得し、通算24月以上の補助金の交付を受けようとするときは、三田市新婚世帯転入応援補助金交付申請書若しくは三田市新婚世帯転入応援補助金変更申請書に当該住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写しを添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付の決定等)

第5条 市長は、前条の各項による申請があったときは、当該申請の内容について審査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定し、その旨を三田市新婚世帯転入応援補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金は月額とし、実質家賃負担額の3割から百円未満を切り捨てた額とする。ただし、12,000円を上限とする。

2 日割り家賃についても同様に算出するものとする。

3 補助の対象となる期間は通算24月とする。ただし、第4条第3項の申請に対し決定を受けた場合は、転居までの間最大12月を限度に延長することができる。

(補助金の交付期間)

第7条 補助金の交付は、前条第3項にかかわらず、交付決定の日の属する月から当該年度末までについて行う。ただし、資格の喪失があったときは、当該事由の日の属する月の前月までとする。

(補助金の交付等)

第8条 受給権者が、補助金の交付を受けようとするときは、三田市新婚世帯転入応援補助金交付請求書に家賃領収書の写し又は家賃を支払ったことを証明する書類を添えて、市長に請求するものとする。

2 前項の請求は、年2回とし、4月から9月までの家賃に係る補助金については、10月に、10月から翌年の3月までの家賃に係る補助金については翌年の4月に行うものとする。ただし、市長が特別な事情があると認めたときはこの限りでない。

3 市長は、4月から9月までの家賃に係る補助金については11月末までに、10月から翌年3月までの家賃に係る補助金については5月末までに、口座振込みの方法により交付する。ただし、次条に該当する場合又は市長が特別な事情があると認めたときはこの限りでない。

(資格の喪失)

第9条 受給権者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、補助金の交付を受ける資格を喪失する。

- (1) 新婚夫婦が離婚したとき。
- (2) 新婚夫婦が別居したとき。
- (3) 新婚夫婦のいずれか又は双方が死亡したとき。
- (4) 新婚夫婦のいずれか又は双方が市外へ転出したとき。
- (5) 新婚夫婦のいずれか又は双方が民間賃貸住宅以外に住んだとき。
- (6) その他この要綱に違反したとき。

(書類提出の義務)

第10条 受給権者は、前条各号に定める事由が生じたときは、速やかにその旨を三田市新婚世帯転入応援補助金受給資格喪失届に当該喪失内容を証する書類を添えて市長に届け出なければならない。

2 受給権者は、この要綱に定める提出書類の記載内容に変更があったときは、その旨を速やかに三田市新婚世帯転入応援補助金受給資格変更届に当該変更内容を証する書類を添えて市長に届け出なければならない。

3 市長は、必要があると認めるときは、世帯の現状等について受給権者に報告を求めることができる。

(手続きの省略)

第11条 規則第18条の規定に基づき、規則第11条(実績報告)及び同第13条(補助金等の額の確定)に規定する手続きは省略する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年3月31日(以下「施行日」という。)から施行する。

(失効規定)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第4条に基づく申請をしたもの又は令和5年1月1日から令和5年3月31日までに新婚世帯全員が市内に転入したものについては、この要綱は、なおその効力を有する。